

運 営 規 程

(事業目的)

第1条 株式会社セラピットが設置する紡スタジオ リハ・リハ（以下「事業所」という）において実施する指定通所介護事業、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所サービス事業、三木市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防通所サービス、三木市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（以下「通所介護等サービス」という）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態または要支援状態等にある利用者の意思及び人格を尊重し、心身機能の向上・維持を図るため、適正なサービスの提供をすることを目的とする。

(運営方針)

第2条 当事業所の従業者は、要介護者、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 当事業所は、事業の実施にあたり、利用者へ総合的なサービスを提供するため、関係市町村、並びに地域の保健・医療・福祉サービス機関を提供する者と連携に努めるものとする。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名称：紡スタジオ リハ・リハ
2. 所在地：兵庫県神戸市西区押部谷町栄 252-7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

職 種	人 数	職務内容
管 理 者	1 名	本事業と従業者の管理及び業務を一元的に行う。 (常勤・介護職員を兼務)
生 活 相 談 員	1名以上	利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。
介 護 職 員	2名以上	利用者の日常生活の介護業務に従事する。
看 護 職 員	1名以上	利用者の健康状態の確認及び介護を行う。
機能訓練指導員	1名以上	利用者の機能訓練に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

営 業 日：月曜日から金曜日までとする。（但し、12月30日から1月3日を除く）

営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

サービス提供日時：午前9時30分から午後4時30分までとする。

(通所介護等サービスの利用定員)

第6条 利用者の利用定員は、1日20人とする。

(通所介護等サービスの内容)

第7条 通所介護等サービスの内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

1. 個別サービス計画書の作成
2. 健康チェック
3. 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
4. 機能訓練
5. 食事の提供
6. グループ活動
7. 送迎

(利用料等)

第8条 通所介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額、神戸市が指定する額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の掲げるもののほか、以下の各号に定める費用の額を利用者から受けるものとする。

1. 昼食代：790円（1食）
2. 嗜好飲料費①：ミネラルウォーター…110円（1日あたり）
3. 嗜好飲料費②：ミネラルウォーター、お茶、コーヒー、紅茶等…220円（1日あたり）
4. 嗜好飲食費③：ミネラルウォーター、お茶、コーヒー、紅茶、おやつ等…330円（1日あたり）
5. 活動費：レクリエーションや外食の際に必要なとする経費
6. 複写物の交付：写真（1枚44円）・書類関係（1枚11円・カラー33円）等交付した際に必要とする費用
7. おむつ等：尿取りパット（1枚33円）・オムツ（1枚165円）・リハビリパンツ（1枚157円）
8. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、1kmごとに片道110円を徴収する。
9. キャンセル料：

① 前日17時30分以降からご利用開始1時間前までにご連絡があった場合：
食費の実費相当分

② ご利用開始1時間前までにご連絡がない場合：
食費の実費相当分及び介護保険サービスの自己負担分

10. 支払証明書の文書作成料：1通につき1,100円
11. その他、通所介護等サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。

神戸市西区

月が丘、美穂が丘、富士見が丘、北山台、押部谷町栄、押部谷町押部、押部谷町木津、押部谷町近江、押部谷町木見、押部谷町木幡、押部谷町細田、押部谷町高和、押部谷町西盛、押部谷町福住、押部谷町養田、秋葉台、桜が丘東町、桜が丘中町、桜が丘西町、高雄台、神出町五百蔵

三木市

緑が丘町本町、緑が丘町東、緑が丘西、志染町青山、志染町東自由が丘、志染町中自由が丘、志染町西自由が丘、四合谷、志染町青山、志染町吉田、さつき台、自由が丘本町、自由が丘、宿原、君が峰町

(緊急時における対処方法)

第10条 従業者は、通所介護等サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する通所介護等サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する通所介護等サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は通所介護等サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護等サービスの従業員に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
2. 虐待防止のための指針の整備
3. すべての従業者に対する高齢者等の人権の擁護及び虐待の防止に係る研修の実施(年1回以上)

4. 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修
2. 継続研修
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約に条項を加える。
- 4 事業所は、通所介護等サービスに関する記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社セラピットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

令和8年9月1日改定。